

答 申 第 2 号

平成27年7月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

山 中 健 様

兵庫県後期高齢者医療広域連合

情報公開・個人情報保護審査会

会長 力 宗 幸



答 申

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、平成27年7月14日付け兵後広第337号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申いたします。

記

国保データベース（KDB）システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供について（条例第8条「提供の制限」に関して）

1 公益上の必要性について

本件国保データベース（KDB）システムの後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報提供の内容については、特段の問題は認められないと考えられるので妥当である。

2 提供する個人情報の保護のための必要な措置

後期高齢者医療と国民健康保険の突合（紐付け）機能における情報の取扱いにあたっては、個人の利権利益を侵害することのないように、各市町で事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、情報保護のためのリスク対策を各市町の個人情報保護条例に従い、確実に実行する必要がある。